第 1438 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年11月12日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 予定申告と仮決算による中間申告

Q：当社は3月決算ですから、11月末が中間申告の期限となっています。

ところで、今上期は前期よりかなり業績が低下しているのですが、それでも前期の法人税額の半分を、11月末までに納めなければならないのでしょうか。

A：仮決算による中間申告を選択すれば、過大な税額を予納しなくてすみます。

【解説】

事業年度が6カ月を超える普通法人は、事業年度開始の日以後6カ月を経過した日から2ヶ月以内に、中間申告書を提出しなければなりません。この中間申告書には予定申告書と仮決算による中間申告書の2つがあります。

予定申告の場合は、前事業年度の納付法人税額に6／前事業年度の月数を乗じた額が納付税額となり、この額が10万円以下であれば申告は不要となります。

一方、仮決算による中間申告は、事業年度開始の日以後6カ月の期間を一事業年度とみなして所得の金額又は欠損金額を計算し、中間申告書を提出することになります。仮決算であっても、棚卸資産の評価、減価償却計算、引当金の計算などは通常の決算どおりに行い、貸借対照表、損益計算書その他の添付書類の作成はもちろん法人税申告書の別表も必要なものは作成して提出しなければなりません。
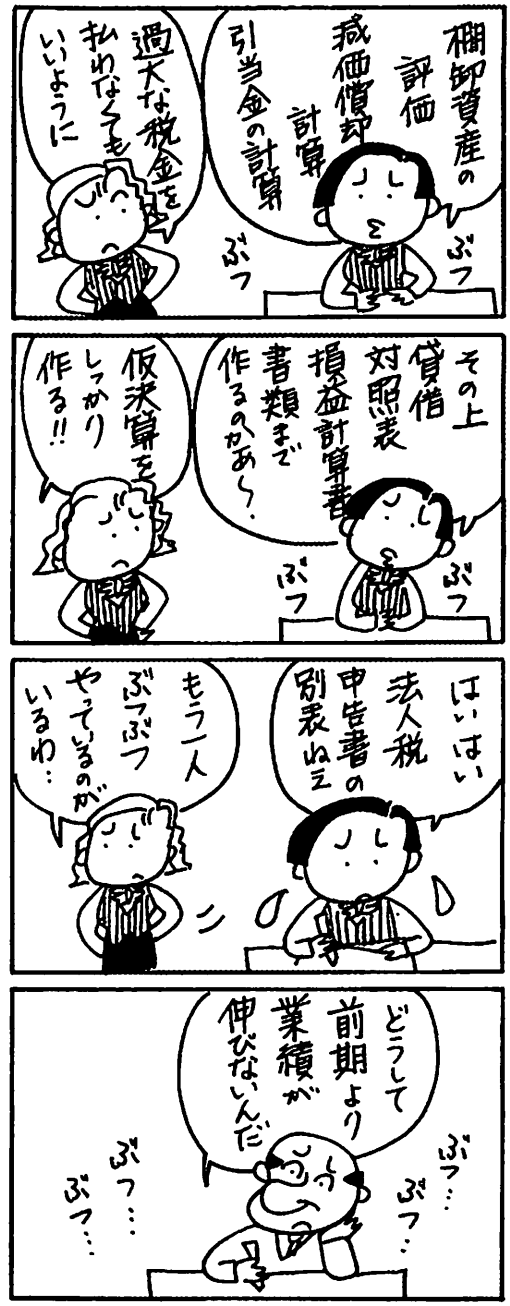
ご質問の場合は、申告の手間等を考慮したうえで、仮決算による中間申告を選択すればよいでしょう。